

東京大学個人情報開示の手数料等に係る規則

平成17年3月17日

役員会議決

東大規則第329号

沿革

(目的)

第1条 東京大学（以下「本学」という。）における個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第87条第1項の電磁的記録についての開示の方法に関する定め、同法第89条第3項及び第4項の手数料に関する定め及びその他必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この規則において、法人文書とは、本学の役員又は職員（以下「職員等」という。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、本学の職員等が組織的に用いるものとして、本学が保有しているものをいう。ただし、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。）第2条第2項各号に掲げるものを除く。

(法人文書の開示の実施の方法)

第3条 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。

- (1) 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。） 当該文書又は図画（法第87条第1項ただし書の規定が適用される場合にあっては、次項第1号に定めるもの）
- (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難い場合にあっては、当該マイクロフィルムを日本産業規格A列一番（以下「A1」という。）以下の大きさの用紙に印刷したもの
- (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙（縦89ミリメートル、横127ミリメートル（以下「手札サイズ」という。）のもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートル（以下「六切サイズ」という。）のものに限る。以下同じ。）に印画したもの
- (4) スライド（第5項に規定する場合におけるものを除く。次項第4号において同じ。） 当該スライドを専用機器により映写したもの

2 次の各号に掲げる文書又は図画の写しの交付の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを交付することとする。

- (1) 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。） 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列三番（以下「A3」という。）以下の大き

さの用紙に複写したもの。ただし、これにより難しい場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機により A1 若しくは日本産業規格 A 列二番（以下「A2」という。）の用紙に複写したもの又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したもの

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本産業規格 A 列四番の用紙に印刷したもの。ただし、これにより難しい場合にあっては、A1、A2 又は A3 の用紙に印刷したもの

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したもの

(4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したもの

3 次の各号に掲げる電磁的記録についての独立行政法人個人情報保護法第 87 条第 1 項の開示の方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープ（第 5 項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。）又は録音ディスク 次に掲げる方法

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

ロ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本産業規格 C5568 に適合する記録時間 120 分のものに限り。）に複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを VHS 方式ビデオカセットテープ（日本産業規格 C5581 に適合する記録時間 120 分のものに限り。以下同じ。）に複写したものの交付

(3) 電磁的記録（前 2 号又は次項に該当するものを除く。） 次に掲げる方法であって、本学がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）により行うことができるもの

イ 当該電磁的記録を A3 以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

ロ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備えつけられているものに限り。）により再生したものの閲覧又は視聴

ハ 当該電磁的記録を A3 以下の大きさの用紙に出力したものの交付

ニ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格 X6223 に適合する幅 90 ミリメートルのものに限り（以下「フロッピーディスク」という。）。）に複写したものの交付

ホ 当該電磁的記録を光ディスク（日本産業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限り（以下「CD-R」という。）。）に複写したものの交付

4 映画フィルムの開示の方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴
 - (2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付
- 5 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。
- (1) 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴
 - (2) 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付
(手数料の額等)
- 第4条 法第89条第4項の手数料の額は、保有個人情報記録されている法人文書1件につき、300円とする。
- 2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなす。
- (1) 一の法人文書ファイル（能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書（保存年限が1年以上のものであって、当該保存年限を同じくすることが適当であるものに限る。）の集合物をいう。）にまとめられた複数の法人文書
 - (2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書
- 3 開示請求手数料は、次の各号のいずれかに掲げる方法により納付するものとする。
- (1) 本学が指定する銀行口座への現金の振込による納付
 - (2) 現金による納付（本学の情報公開の窓口において納付する場合に限る。）
- 4 法人文書の開示を受ける者は、郵送料を納付して、法人文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該郵送料は、郵便切手で納付しなければならない。
(診療情報に係る手数料の額)

第5条 前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、東京大学病院、医科学研究所附属病院又は保健・健康推進本部が管理する診療情報（保有個人情報のうち、診療を目的として医療従事者が作成したものをいう。）の開示請求に係る手数料の額は、それぞれ東京大学病院諸料金規程、東京大学医科学研究所附属病院諸料金規則及び東京大学保健・健康推進本部学生等診療料金規程等に定める額と同額とする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年8月8日から施行する。

附 則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。

沿革

東京大学個人情報開示の手数料等に係る規則

体系情報

□第2編 総務及び人事

▽第1章 総務

沿革情報

◆平成17年03月17日 役員会議決

◇平成31年02月28日

◇令和 元年08月08日

◇令和04年03月24日

◇令和08年09月15日